

札幌学院大学商学会規程

昭和59年4月1日
制 定

(名称及び事務所)

第1条 本会は、札幌学院大学商学会と称し、事務所を札幌学院大学商学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は商学・経営学・会計学その他の関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術雑誌『札幌学院商経論集』の編集
- (2) 研究会・講演会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 通常会員（本学商学部専任教員並びに総会の承認を得た元本学商学部専任教員及びその他の本学教職員）
- (2) 賛助会員（本学商学部卒業生及びその他の者で、本会の趣旨に賛同するとともに、会費を納入し、総会の承認を得た者）
- (3) 学生会員（本学商学部学生）

(総会)

第5条 総会は、通常会員をもって構成する。

- 2 総会は、本会の運営に関する重要事項及び年度の予算・決算を審議承認する。
- 3 総会は、会長がこれを招集する。また、通常会員の3分の1以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 総務幹事 1名
- (3) 幹 事 若干名

- 2 会長及びその他の役員は、総会で互選する。

- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長は会を代表し、会務を総括主宰する。
- 5 総務幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その会務を代行する。
- 6 幹事は、学術雑誌『札幌学院商経論集』を編集し、その他第3条に定められた事業を行う。
- 7 幹事には、編集・庶務・会計担当を置き、庶務・会計は本学職員の中から委嘱されたものに分担させることができる。

(会計)

第7条 本会の運営に必要な経費は、会費・学園からの補助金・事業収入・寄付金及びその他による。

- 2 通常会員の年会費は、3,000円とする。ただし、賛助会員及び学生会員は、入会金1,000円、年会費2,000円を納入するものとする。

(改廃)

第8条 本会の会則の改正については、通常会員総数の3分の2以上の者が出席し、その過半数のもの同意がなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い札幌商科大学学会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年7月2日に施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月24日から施行する。